

薬物乱用防止に関するQA

令和元年9月作成
長崎県薬務行政室

Q1 . 普通の生活をしている私たちには関係ないし、また薬物を乱用するのは個人の自由だと思いますが。

- ・覚せい剤や大麻等の違法薬物は、使用・売買・所持することは厳しく法律で禁止されています。それは薬物が心身の健康を害するだけでなく、薬物を手に入れるためや薬物乱用による幻覚・妄想などが殺人、交通事故などの重大な犯罪に結びつくことが多いからです。
- ・国際的にも所持するだけで死刑になる国があるほどで、薬物乱用は個人の自由だと認められるものではありません。
- ・乱用者だけでなく、その家族も共に重い苦悩を背負うことになる薬物乱用を個人の自由だと思うことは大きな誤りです。

Q2 . 大麻は害がないと言う人もいますが、本当ですか？

- ・大麻に含まれるTHC（テトラヒドロカンナビノール）という成分によって、幻覚作用を発現します。精神作用（急性症状）は、状況によって変動が大きいのが大麻の特徴です。
- ・脳（大脳辺縁系）に作用し、陶酔感、幸福感、多弁、万能感、気分易変、攻撃性などの気分情動の変化を示します。また錯視、幻視、聴覚敏感、幻聴、味覚の変化などの感覚知覚の変化と支離滅裂などの思考の障害をおこします。
- ・慢性中毒状態になると意欲低下、忍耐力低下のため学校や仕事が続かなくなるといわれています。

Q3 . 大麻の種の所持は、合法と聞きましたが本当ですか？

- ・大麻の不正栽培は、大麻取締法で禁止されています。そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは大麻取締法の処罰対象となります。
- ・また全ての大麻種子の輸入は厳重に規制されています。

Q4 . 薬物を使うと、やせることができたり、勉強がはかどったりするって本当ですか？

・覚醒剤などの薬物は、中枢神経系に作用して、一時的に心身をだまして食欲や眠気をなくすだけです。作用がなくなると異常に食欲が強まったり、強い疲労感、倦怠感や脱力感が襲ってきて勉強どころではなくなります。

Q5 . 薬物乱用は一度だけなら大丈夫なのではありませんか？

・薬物乱用はたった一度でも危険です。

・1回だけ試してすぐ止めるつもりで薬物を乱用しても、薬物の依存性のために繰り返して使用するようになり、深刻な薬物依存症に陥る危険性があります。

・薬物依存症の患者の大部分が最初は一度くらいなら大丈夫と思って、薬物に手を出した結果なのです。薬物依存が進むと、乱用時の良い気分を感じにくくなり、被害妄想、イライラ、気分の落ち込みなど、悪い症状ばかりが出るようになります。しかし、依存症のために薬物を止められず、乱用し続けてしまいます。

・身体依存が形成されると、薬物を止めた直後に禁断症状が出て苦しくなるため、薬物を断つことができなくなります。

Q6 . 一度依存症になると、もう治らないのですか？

・一度依存症になると、全く立ち直れないというわけではありませんが、薬物を止め続けるために大変な努力が必要です。薬物依存症とは、脳に記憶と同様の変化が生じて一生消えない状態となります。

薬物を止めていても、精神依存のために、再び薬物を乱用したいという渴望が繰り返しおきます。その渴望に耐えるためには、本人の努力と家族などの理解や協力が必要になります。

さらに、医師などの専門家の援助が必要になる場合もあります。10年以上薬物を止めていても、再び薬物を乱用すると、すぐに以前の乱用時の状態に戻り、乱用を続けたり被害妄想などの精神病症状が激しくでます。

Q7 . 薬物乱用のきっかけが身近にあるというのは、本当ですか？

・薬物乱用への誘惑は、いたるところに存在しています。友人・知人から誘われたり、海外旅行先で解放感から手をだしてしまったり。魔の手は手をかえ、品をかえ、突然あなたを襲います。勇気をもって断ることが大切です。

Q8 . フラッシュバックとは何ですか？

・薬物乱用をやめ、治療によって普通の生活に戻ってもストレスやちょっとしたきっかけで突然、幻覚（見えないものが見えたり、聞こえないものが聞こえる）、幻想（ありもしないことが現実にあると思う）など精神の障がいが見れます。これをフラッシュバックといい、表面的には治ったように見えていても薬物乱用の後遺症は一生続きます。

Q9 . 大麻入りの食べ物があるというのは本当ですか？

・国内で、大麻成分入りの食品を密輸入して検挙された事例、大麻成分入りの食品と知らずに食べてしまい体調不良となった事例が発生しています。

海外では、大麻成分入りのキャンディ、クッキー、チョコ等の食品が販売されていることがありますから、特に海外旅行や海外留学で渡航する際には、誤って口にしたり、国内に持ち帰ろうとすることがないように注意が必要です。

Q10 . 大麻が合法の国であっても、日本で罪に問われることがありますか？

・大麻が合法化されている国でも、年齢や所持数量の制限が設けられていたり、免許を受けた販売業者から購入することが義務づけられていたり、国外への持ち出しが厳しく規制されていたりする場合があります。そのような規制に違反した場合には、その国の法律に基づき罰せられるおそれがあります。

また、日本の大麻取締法は、国外において大麻をみだりに、栽培したり、所持したり、譲り受けたり、譲り渡したりした場合などに罰する規定があり、罪に問われる場合があります。そのため、大麻が合法化されている国でも、大麻には決して手を出さないようにしてください。

Q11．薬物を使うと、生まれてくる子どもにも影響しますか？

・女性が妊娠中に薬物を使うと、死産や早産が起こったり、低出生体重児が生まれたりすると言われていています。また、大麻を使うと、男性では精子形成能の低下、精子の異常を、女性では卵巣に影響し月経異常を引き起こすとの報告もあります。

Q12．危険ドラッグはまだ店頭で販売されているのか？

・危険ドラッグを販売する店舗は、平成26年3月時点で全国に215店舗ありましたが、関係機関が連携して危険ドラッグ対策に取り組んだ結果平成27年7月に全滅しました。